

運営推進会議等に関する留意事項について

運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、「医療・介護連携推進会議」）の開催に当たっては、下記に留意してください。

1. 開催頻度について

サービス毎に定められた頻度を開催してください。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護】

6カ月に1回以上

【小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護】

2カ月に1回以上

2. 委員の出席について

- ・ 開催にあたっては、委員の過半数の出席者の参加が必要です。
- ・ 各委員ができる限り出席できるよう日程調整を行い、遅くとも1カ月前に開催日時、開催場所を委員に通知してください。
- ・ 欠席された委員に対しては、当日資料を送付するなど配慮をしてください。
- ・ 運営推進会議等の委員については、下記のとおりです。

委員	具体例
利用者、利用者の家族	
地域住民の代表者	民生委員、自治会会長など
市職員等	市職員、地域包括支援センター職員、権利擁護支援者※1 なお、各事業所に派遣する市職員等については、市で決めています。※2
当該事業所の事業について知見を有する者	運営推進会議を設置すべき当該事業所以外の市内他事業所の管理者、介護支援専門員、生活相談員等
（医療・介護連携推進会議のみ） 地域の医療関係者	医師会の医師等又は地域の医療機関の医師若しくは医療ソーシャルワーカー等

※1 権利擁護支援者

西宮市における多様な権利擁護支援ニーズに対応する一定の研修を終了し、西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターが行う権利擁護支援者人材バンクに登録している一般市民の方です。

※2 各事業所に派遣される市職員等

令和元年10月より、各事業所に派遣される市職員等を変更しています。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症型通所介護】

原則、市職員もしくは地域包括支援センター職員（一部事業所については、権利擁護支援者の場合あり）

【小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護】

権利擁護支援者1～2名

3. 議題について

単に事業所の状況報告にとどまらず、地域との連携や、事業所の運営、在宅介護に関することなど幅広いテーマについて、運営推進会議の委員から意見・助言を受けてください。

4. 開催結果の公表について

運営推進会議の報告、評価、要望、助言等について記録を作成し、公表してください。

5. 運営推進会議の開催報告について

開催後1カ月以内にその結果を市法人指導課に報告してください。（西宮市標準様式については別添【資料5-2】をご確認ください。）

地域密着型サービス事業者の自己評価及び外部評価の実施について

【認知症対応型共同生活介護】

- ・ 原則、年1回外部評価を受審する必要があります。受審機関は兵庫県ホームページ参照。
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf30/hw16_000000040.html
- ・ ただし、前年度に外部評価を受審した事業所が前年度の3月までに、市に「外部評価受審免除認定申請書」を提出し、市が下記要件をすべて満たすと認められた場合は外部評価を省略することができます。
 - (1) 前年度の運営推進会議が概ね2月に1回、計6回以上開催されていること。
 - (2) 前年度の「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市に提出していること。
 - (3) 前年度の「自己評価及び外部評価結果」に重大な問題が見受けられないこと。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護】

- ・ 外部評価の受審義務はありませんが、年1回以上自己評価を実施し、その結果を運営推進会議等において報告し、委員から評価・助言を受けてください。
- ・ 運営推進会議等を活用した評価結果については、利用者及びその家族に手交若しくは送付するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表してください。また、市法人指導課に評価結果をご提出ください。（サービスの利用希望者の選択に資するため、市役所内窓口や地域包括支援センターの窓口にて閲覧できる体制とします。）
- ・ 自己評価の手順については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」（平成27年3月27日厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長通知）をご確認ください。

以上